

群馬県ヤードにおける自動車等の 適正な取扱いの確保に関する条例

が施行されます！

令和7年10月1日から開始

ヤード内において、譲渡や輸出等の目的で自動車等の保管や解体を行う場合は、公安委員会への届出が必要になります。



【ヤードのイメージ】



違反者には、
罰則が科され
ることがあります！



上州くん

条例の詳細は、群馬県警察の
ホームページをご覧ください。

条例の詳細はこちらから▶



みやまちゃん